

令和5年度 入札・契約制度改正について

高知県土木部
(問い合わせ) 土木政策課 契約担当
電話：088-823-9813 (直通)

令和5年度に高知県が発注する公共工事に係る入札・契約制度の改正概要は次のとおりです。

1 「週休2日制モデル工事」の実施の促進

(令和5年4月1日以降に公告(指名通知)を行う工事から適用)

週休2日制モデル工事については、現在、請負対象金額5,000万円以上の工事を「発注者指定型」で運用しているところですが、さらなる建設現場における働き方改革をより一層推進する観点から、請負対象金額1,000万円以上に拡大します。

- 請負対象金額**1,000万円未満**：「**受注者希望型**」（「発注者指定型」の適用も可）
- 請負対象金額**1,000万円以上**：「**発注者指定型**」

2 「余裕期間設定工事」の実施の促進

(令和5年4月1日以降に公告(指名通知)を行う工事から適用)

余裕期間設定工事については、さらなる活用を推進するため、柔軟な工事開始日の変更を可能とすることや、フレックス方式を導入します。

- 発注者指定方式の契約締結後において、余裕期間内に準備が整った場合は、協議により工期の変更を行い、工事に着手することができるものとする。
- 発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の内で、受注者が工事の始期と終期を決定する方法（**フレックス方式**）を導入する。

3 総合評価方式の運用の変更

(令和5年4月1日以降に公告(指名通知)を行う工事から適用)

総合評価方式の落札者の決定については、さらなる公正な入札とするため、評価値の算出方法を見直します。

- 評価値の算出方法
改正前 → 評価値は、**小数第5位以下を切り捨て**、少数点以下4桁まで表示する
改正後 → 評価値の**端数処理は行わない**

4 工事費内訳書に法定福利費を明記

(令和5年4月1日以降に公告(指名通知)を行う工事から適用)

就労環境の改善による建設業の持続的発展に必要な人材の確保を図るため、社会保険等未加入対策に取り組んでおり、適正な法定福利費の確保を推進するため、**工事費内訳書に法定福利費の明記**を求めます。

5 監理技術者の専任義務の緩和

(令和5年4月1日以降に公告(指名通知)を行う工事から適用)

建設業法の改正に伴い、「**特例監理技術者**」制度が設けられ、専任で監理技術者を置く必要がある工事であっても、「**監理技術者補佐**」を専任で置いた場合には、2つの工事現場の兼任が可能となりましたので、以下のとおり運用します。

- 対象：県が発注する工事で請負対象金額が**2億円未満**の工事であること。
低入札工事でないこと。
工事現場の相互の間隔が**10km程度以内**の近接した場所であること。

6 災害復旧工事における不可抗力による損害

(令和5年4月1日以降に公告(指名通知)を行う工事から適用)

不可抗力による損害が発生した場合、受注者の負担割合を1%としていますが、国の公共工事標準請負契約約款に準じ、災害復旧工事においては、**発注者が負担**することとします。

7 前年度の取扱いを継続するもの

(1) 独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例

契約時に、独占禁止法の遵守及び談合等に関与していない旨の誓約書を受注者から発注者に提出する取扱いを特例として定めているものを継続する。

(2) 指名競争入札における一者入札を有効とする試行

増加傾向にある不調・不落対策として、指名競争入札の一者入札について、一定の競争性が確保されていることを前提に有効な入札として認める試行を継続する。

(3) 概算数量による発注の試行

受発注者双方の事務負担を軽減し、迅速かつ円滑な事業執行を期すため、概算数量による発注の試行を継続する。

(4) 指名競争入札における適用範囲の変更

受発注者双方の入札事務の簡素化・期間の短縮により、円滑な事業執行に資するため、指名競争入札における適用範囲の変更の試行を継続する。

(5) 主任技術者の兼務要件の緩和

主任技術者の専任が必要な工事のうち、一定の条件で3件まで兼務可能とする措置を継続する。

令和5年度版 発注標準表（土木一式工事）

R3.4改正 土木政策課

金額区分	発注標準		入札参加者の特例 (工事特性や地域の実情に配慮)				入札制度		金額区分	価格の公表		入札契約部署		金額区分
	ランク		一般競争入札		指名競争入札		入札方式			予定価格の公表		本庁・出先区分		
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後		改正前	改正後	改正前	改正後	
22.8億円	A等級	変更なし	A単独	変更なし	A・B	A・B	総合評価方式	①高度技術提案型 ②技術提案型 (WTO協定適用:22.8億円) ③施工計画型 (2億円~WTO協定) ④企業評価型 (1億円~5億円)	22.8億円	事後公表 2,500万円以上	変更なし	本庁契約	22.8億円	
5億円														5億円
2億円														2億円
1.25億円														1.25億円
1億円														1億円
7,500万円	B等級	変更なし	A・B・C	変更なし	A・B・C	A・B・C	価格競争 (5千万円~1億円) (企業評価型も適用可)	7,500万円	7,500万円	変更なし	変更なし	7,500万円		
5,000万円													5,000万円	
3,000万円	C等級	変更なし	B・C	変更なし	B・C	B・C	指名競争入札	①1億円未満:災害復旧や防災対策工事、その他早期執行が必要で、一定の競争性が確保されていると認められる場合 ②5千万円未満:①以外	3,000万円	事前公表	変更なし	出先事務所契約	3,000万円	
2,500万円														2,500万円
1,750万円														1,750万円
1,000万円														1,000万円
500万円	D等級	変更なし	C・D	変更なし	C・D	C・D		500万円	500万円	変更なし	変更なし	500万円		

根拠:「高知県建設工事競争入札参加者基準要綱」

※1 災害復旧や防災対策工事、その他早期執行が必要で、一定の競争性が確保されていると認められる場合に適用(Aは管内のみ)